

令和6年度 第2回 清瀬市都市計画審議会 議事録

【日時】 令和7年2月18日(火) 10:30~11:30

【場所】 本庁舎 3階 庁議室

【出席者】 委員 森田 正英 議会代表
佐々木 あつ子 〃
香川 やすのり 〃
原田 克明 学識経験者
山崎 聖 〃
桑原 正慶 関係行政機関
高橋 浩一 〃
中村 勝宏 市民代表
浅野 佳子 〃
金子 しのぶ 〃
澁谷 和雄 〃

【事務局】 田村 都市整備部長
新井 都市計画課長
佐藤 水と緑と公園課長
磯野 都市計画課 都市計画係長
山越 都市計画課 用地係長
栗原 水と緑と公園課 公園係長
吉富 都市計画課 都市計画係

【欠席者】 小原 啓嗣 学識経験者
小山 勇二 〃
行川 勝義 清瀬消防署長

【議事】

(1) 東村山都市計画公園(第2・2・11号)中里公園の変更について

【報告事項】

(1) 清瀬市住環境の整備に関する条例の改正について
(2) 都市計画道路事業の進捗状況について

部長	<p>定刻の少し前ではございますが、みなさまお揃いですので、審議会を始めさせていただきます。原田会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより令和6年度第2回清瀬市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>まずはじめに澁谷市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
市長	<p>みなさま、おはようございます。本日はお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より都市計画行政のみならず、市政各方面におきましてみなさまよりご理解・ご協力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、この会議はみなさまご承知のとおり、市内の都市計画にまつわる様々な議題につきまして、みなさまの忌憚のないご意見をいただく場でございます。</p> <p>本日は「東村山都市計画公園（第2・2・11号）中里公園の変更について」を議題としております。</p> <p>是非、みなさまからご意見を賜りましてより良いまちづくりに繋がればと思ひます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。市長はこの後、他の公務が入っておりますのでここで退席させていただきます。</p>
市長	<p>失礼します。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、小原委員、小山委員、行川委員が都合により欠席です。なお、清瀬市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、2分の1以上の委員に出席がいただいておりますので、審議会は成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>議題（1）「東村山都市計画公園（第2・2・11号）中里公園の変更について」を担当課より説明をお願いします。</p>
水と緑と公園課	<p>それでは、議題（1）東村山都市計画公園（第2・2・11号中里公園）の変更について、水と緑と公園課より口頭にて説明させていただきます。</p> <p>今回、昭和37年7月に都市計画公園として決定している中里公園に、近接している中里山戸公園として開園している区域及び宅地の一部の</p>

	<p>区域を併せた0.3ヘクタールを追加するものです。お配りした資料の計画図をご覧ください。緑色で囲われている部分が今回都市計画変更を行う範囲となります。朱色で塗られている部分が追加となる区域です。</p> <p>こちらの変更理由といたしましては、清瀬市都市計画マスタープラン（令和2年3月改定）においては、将来都市構造において「市内に点在する規模の大きな公園をみどりの拠点と位置づける」とされています。また、清瀬しみどりの基本計画（令和3年3月改定）では、10年後のみどりの将来像として「市全体ではレクリエーション拠点として利用できる比較的規模の大きな公園の配置が進んでいます。」としていることから、一体的に整備することで、地域の拠点となる公園整備が可能になり、公園機能の向上や利用促進を図るため都市計画変更を行うものでございます。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議題（1）についての説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご意見のある方は挙手願います。</p>
	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>それでは質疑等もないようですので、只今の議題（1）につきましては、原案どおりご承認をいただくということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>会長</p>	<p>承認ということに決定しました。なお、答申書につきましては会長に一任させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、報告事項（1）「清瀬市住環境の整備に関する条例の改正について」を担当課よりお願いします。</p>
<p>水と緑と公園課</p>	<p>それでは、報告事項（1）清瀬市住環境の整備に関する条例の改正について説明させていただきます。今回、資料はございませんので口頭での説明となります。</p> <p>今回、この条例を改正する内容でございますが、都市計画法施行令の規定に基づき、宅地開発行為における公園等を設置しなければならない開発区域の面積の最低限度を3,000㎡から10,000㎡に緩和する</p>

	<p>改正を行います。</p> <p>改正理由でございますが、清瀬市としましては、公園を必要としている基本的な考えに変わりはありませんが、今後の維持管理や地域の狭い本市の土地活用を考えますと、持続可能な公園管理の実現を図り、良好な住環境の形成を推進するためにも、3,000 平米以上の開発においても、半径 250 メートル以内に公園があることなど、地域の状況によっては公園を設置せず、金銭納付にできる仕組みというものを整備していく必要があると考えていることから、改正するものでございます。</p> <p>議会への上程時期につきましては、3月の令和7年第1回定例会に上程を予定しておりまして、条例の開始時期は開発事業者への周知期間を勘案し、令和7年7月1日を予定しております。</p> <p>簡単ではございますが、報告は以上となります。</p> <p>報告事項（1）につきまして、質問等のある方は挙手願います。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、私から1点。先ほど、金銭納付という説明がありましたけれども、追加で詳細について説明をお願いしますか。</p>
<p>水と緑と公園課</p>	<p>はい。先ほど、金銭納付というお話をさせていただきました。今日現在の清瀬市の都市計画法に基づく開発における公園設置に関する規定でございますが、開発区域面積 2,000 平米以上 3,000 平米未満につきましては、清瀬市独自の条例規定で公園設置を求めているような状況でございます。ただし、その 2,000 平米以上 3,000 平米未満につきましては地域の状況に応じて、例えば近くに公園等がございます時には金銭納付、公園を設置することなく金銭に変えることで、公園を設置したことと同等の効果をもたらす、という主旨の下で制度を設けてございます。</p> <p>都市計画法に基づく開発における公園設置が 3,000 平米以上になるのですが、そこにつきましても 10,000 平米未満につきましては、2,000 平米以上 3,000 平米未満の制度と同様に金銭納付に代えることができる、といった制度構築を進めるものでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にご意見のある方はいらっしゃいますか。ないようですね。</p> <p>続いて、報告事項（2）「都市計画道路事業の進捗状況について」を事務局よりお願いします。</p>

事務局

現在、清瀬市及び東京都で施行している都市計画道路の進捗状況についてご説明いたします。お配りしております、都市計画道路案内図をご覧ください。番号順にご説明いたします。

①東3・4・17号下清戸線についてです。現在用地取得率は約91%です。令和7年度以降も引き続き、事業にご協力いただけるよう用地折衝を進めてまいります。

続きまして、②東3・4・26号久米川駅清瀬線については、包蔵地に該当する箇所が含まれており、令和6年度から2年間で埋蔵文化財の本格調査を実施しております。埋蔵文化財の調査終了後には、道路築造工事を行うことができますので、今年度、道路交通課にて道路の設計を行いましたので、来年度以降、道路築造の準備を進めてまいります。現在の用地取得率は約95%です。

次に③東3・4・16号中清戸線Ⅰ期でございます。現在の用地取得率は、99%となり、来年度中には全ての方と契約させていただく予定です。令和8年度以降から道路築造工事着工予定です。

④東3・4・16号中清戸線Ⅱ期については用地取得率が、100%でございます。令和7年度より道路築造工事着工予定です。

⑤東3・4・16号中清戸線Ⅰ期区間とⅡ期区間の間に位置する、中清戸四丁目土地区画整理事業地内の都市計画道路約300m区間のうち志木街道から北側へ約220m間と区画道路の一部が、令和6年3月14日から供用開始されております。また、この地域は住宅が建築され、公園が整備されております。

最後に⑥東京都で施行している東3・4・15の2新東京所沢線についてです。所沢市境からけやき通りまでの清瀬橋工区の930m間及び、けやき通りから新小金井街道までの上清戸工区の660m間についての用地買収率は100%、新小金井街道から新座市境の中清戸工区の570mの用地買収率は74%とのことです。道路供用開始については、現時点では公開されておられません。

都市計画道路の進捗状況についてのご報告は以上となります。

報告事項(2)についての説明が終わりました。質問等のある方は挙手願います。

会長	ございませんか。それでは、報告事項（２）については終了させていただきます。また事務局より何かありますでしょうか。
事務局	事務局からは特にありません。
会長	委員の皆様から何かございますか。 それでは、ご意見もないようなので、これをもちまして都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。